

くりらぼネットワーク規約

(目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、都内の小中学生が誰でも身近な場所で創造性を育むデジタル体験ができる環境を目指し、とうきょうこどもクリエイティブラボ（くりらぼ）を実施している。本ネットワークは、都及び民間企業、団体、大学等（以下「民間事業者等」という。）が連携して、次代を担う子供たちに幅広いデジタル体験の機会の提供・充実を図り、もって将来のデジタル人材の育成に資することを目的とする。

(名称及び定義)

第2条 本ネットワークの名称を「くりらぼネットワーク」という。

2 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル体験 デジタル技術を活用して、プログラミングやデザインその他の方法により、ゲーム、3Dモデル等の創作やロボット動作などの構築等を行うものをいう。
- (2) 体験事業 都内に在住又は在学の小中学生を対象としたデジタル体験のワークショップ等をいう。
- (3) 参画団体 第4条第1項の規定により都に参画の申請をし、都が第3条の要件を満たしていると確認した者（第8条第1項の規定により参画を辞退し、又は第9条第1項の規定により参画を取り消されたものを除く。）をいう。
- (4) 連携事業 第7条第1項に規定する事業

(参画要件)

第3条 くりらぼネットワークに参画できる者は、民間事業者等の団体であって、本ネットワークの目的に賛同し、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 子供に関する法令違反がないこと。
- (2) 児童及び青少年保護の観点から適切ではない行為を行わないこと。
- (3) 反社会的な勢力とのつながり等、社会通念上、くりらぼネットワークへの参画にふさわしくないと認められる問題がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- (5) 労働関係法令違反をしていないこと。
- (6) 消費者保護の観点から適切ではない行為を行わないこと。
- (7) 社会や都民の倫理観から乖離する行為を行わない又は行うおそれがないこと。
- (8) 公序良俗に反する行為を行わない又は行うおそれがないこと。
- (9) 各種助成金の不支給措置を受けていないこと。
- (10) 法人税、消費税その他の税金を滞納していないこと。
- (11) 会社更生、民事再生その他これらに準ずる申請を行っておらず、又は申立てを受けていないこと。

- (12) 東京都の信用若しくは品位を傷付け、又はとうきょうこどもクリエイティブラボ若しくはくりらぼネットワークの推進の妨げになるなど、都の業務に支障又は不利益を及ぼさないこと。

(参画申請)

第4条 くりらぼネットワークへの参画を希望する者は、都の指定する方法により名称その他参画に必要な情報をもって都に申請するものとする。

- 2 都は、前項による申請について第3条の要件を満たしていることを確認したときは遅滞なく申請者に通知するとともに、ホームページ等で申請者の名称を公表するものとする。

(活動内容)

第5条 くりらぼネットワークは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 子供向けデジタル体験の普及、充実等に向けた情報交換、意見交換等
- (2) 都と参画団体による連携事業の実施及び広報
- (3) その他都内におけるデジタル体験の普及・拡大に資すること。

(くりらぼネットワーク会議)

第6条 都は、子供向けデジタル体験の普及・拡大を目指し、都及び参画団体間又は参画団体相互の情報交換、意見交換等を行うため、くりらぼネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置するものとする。

- 2 ネットワーク会議の構成員は、都及び参画団体とする。
- 3 都は、必要に応じて、ネットワーク会議に都及び参画団体以外の者を出席させることができる。

(連携事業)

第7条 参画団体は、都と連携して、くりらぼネットワーク事業として次に掲げる事業その他の事業を行うことができる。

- (1) 参加団体の社員、職員等を体験事業の講師として派遣すること。
- (2) 体験事業に参画団体が持つコンテンツ、教材、機材等を提供すること。
- (3) 参画団体が体験事業の実施場所を提供すること。
- 2 都は、連携事業に関し、告知、取組紹介等の広報を行うものとする。
- 3 参画団体は、連携事業の実施に当たり、原則として自らの事業の実施に必要な経費を負担するものとする。
- 4 連携事業の実施に当たり、必要に応じて、都と参画団体との間で協定を締結することができる。

(参画の辞退)

第8条 参画団体は、くりらぼネットワークへの参画を辞退しようとするときは、都の指定

する方法により事務局に連絡するものとする。

- 2 都は、前項の規定により参画団体が参画を辞退したときは、遅滞なくホームページ等に公表している当該参画団体の名称を削除するものとする。

(参画の取消し)

第9条 都は、参画団体が次のいずれかに該当するときは、参画を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に該当すると認められるとき。
 - (2) とうきょうこどもクリエイティブラボ又はくりらぼネットワークのイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
 - (3) くりらぼネットワークに関し、他の参画団体や第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
 - (4) 当該参画団体の参画を継続することが、都の信用又は信頼を損なうと認められるとき。
- 2 都は、前項の取消しにより参画団体に生じた損害について、一切の責任を負わない。
 - 3 前条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

(事務局)

第10条 くりらぼネットワークの事務局は、東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課に置く。

(規約の改定)

- 第11条 都は、参画団体への事前の通知なく、必要に応じて、本規約を改定することができる。
- 2 都は、前項の規定により本規約を改定したときは、参画団体に通知するものとする。
 - 3 都は、第1項の改定により、参画団体に不利益が生じたとしても、一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 本規約に定めるもののほか、くりらぼネットワークの運営に必要な事項は、東京都デジタルサービス局が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年9月27日から施行する。